

文部科学省は、保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、平成31年2月、インターネットの使用等に関する「ネット安全安心全国推進フォーラム」を開催した。有識者による講演やカンファレンスなどを行い、青少年を取り巻く現状や取組の紹介などを通じて、インターネット社会を生きていく青少年のために社会全体でどう取り組んでいくべきか考える機会を提供した。

### (3) フィルタリングの普及啓発（内閣府、警察庁、総務省、文部科学省、経済産業省）

青少年インターネット環境整備法では、国などがフィルタリングについて広報啓発活動を行うことが規定されており、関係府省庁が民間団体などと連携して、フィルタリングの普及啓発を推進している。

警察は、違法情報に対する取締りを推進するとともに、有害情報から子供を守るためのフィルタリングの普及、プロバイダの自主的措置の促進に努めている。また、子供にもスマートフォンが普及し、その利用に係る福祉犯被害などが増加していることから、関係府省などと連携して、スマートフォンに対応したフィルタリング、家庭のルールづくりの必要性などについての広報啓発や、関係事業者に対する要請を行っている（第4-22図）。

総務省は、インターネット上の有害な情報から子供を保護するため、携帯電話事業者によるフィルタリングサービスの見直しを進めるとともに、学校関係者や保護者のフィルタリングへの理解の向上に努めている。

文部科学省は、有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムを保護者等を対象に全国で実施するとともに、さらに携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの普及啓発資料を作成し、全国の小中高等学校等へ配付している。

経済産業省は、警察庁及び都道府県警察の協力の下、全国各地のNPOや関係省庁等と連携し、「インターネット安全教室」を開催し、フィルタ

第4-21図 インターネット人権啓発ビデオ



(出典) 法務省資料

第4-22図 インターネット利用に係る児童の犯罪被害等防止啓発リーフレット



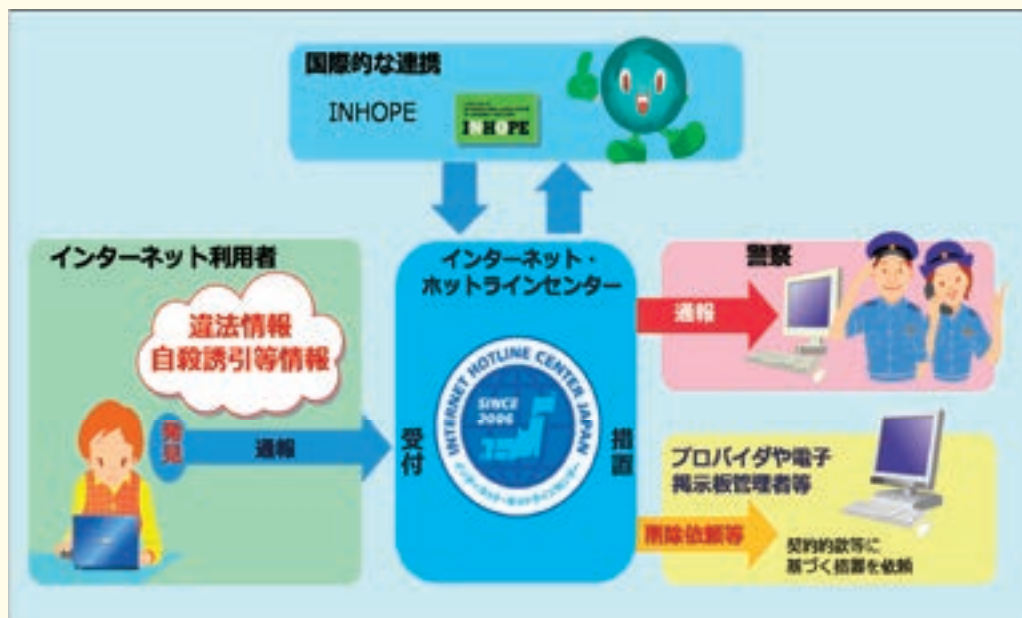
(出典) 警察庁資料

リングの普及啓発を図ることなどを通じて、関係者全体のインターネットリテラシーの向上と青少年及びその保護者などによる実効的な自主的対策を促進している。また、平成30（2018）年度には、教育委員会への講師派遣も実施した。

#### (4) 悪質な違法行為の取締りなど（警察庁、法務省）

警察庁は、一般のインターネット利用者などからの違法情報等に関する通報を受け、警察への通報やプロバイダ、サイト管理者などへの削除依頼を行うインターネット・ホットラインセンターを運用している（第4-23図）。同センターでは、平成29（2017）年には597,570件の通報を受け、プロバイダなどに対して2,187件の違法情報の削除依頼を行い、そのうち1,778件（81.3%）が削除された。同センターでは、外国のウェブサーバに蔵置された児童ポルノ情報についても、当該外国の同種の機関に対し削除に向けた取組を依頼している。

第4-23図 インターネット・ホットラインセンター



(出典) 警察庁資料

警察は、サイバーパトロールや、民間のサイバー防犯ボランティア、インターネット・ホットラインセンターからの通報により、インターネット上に流通する違法情報・有害情報の把握に努めるとともに、全国の警察が連携して、以下の取組を進めている。

- ・ 出会い系サイトの利用に起因する犯罪から子供を保護するため、当該サイトを利用して子供を性交などの相手となるよう誘引する行為などの積極的な取締り
- ・ 出会い系サイト以外のSNSの利用に起因する子供の被害が増加していることを受け、関係機関・団体と連携し、フィルタリングの普及促進といった各種対策
- ・ これらのサイトの利用に起因する子供の被害を防止するための広報啓発
- ・ インターネット利用者の規範意識を醸成するため、サイバー防犯ボランティアの育成・支援

法務省の人権擁護機関において、インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害などの人権侵害情報について相談を受けた場合、プロバイダなどに対する発信者情報の開示請求や当該情報の削除依頼の方法について助言しているほか、必要に応じプロバイダ等に当該情報の削除を要請するなど被害の救済に努めている。

## (5) 関係団体等の自主的な取組の促進（内閣府、総務省）

利用者・産業界・教育関係者などが相互に連携するために民間企業・各種団体・PTA等によって設立された安心ネットづくり促進協議会<sup>23</sup>では、広く国民一般を対象としたリテラシー向上の推進に取り組んでおり、インターネットや様々なメディアを活用し、リテラシー向上やフィルタリングの普及などの活動を全国各地で実施している。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、関係業界や関係団体で様々な取組が行われている（第4-24表）。

第4-24表 関係業界などによる有害情報対策や青少年保護の自主的な取組

関係業界	内容
インターネット	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(一社)電気通信事業者協会が「インターネット接続サービスの提供にあたっての指針」を公表 (<a href="http://www.tca.or.jp">http://www.tca.or.jp</a>)。</li> <li>○通信関連団体や著作権・商標権関連の団体等で構成するプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会において、プロバイダ責任制限法に基づく下記ガイドラインを随時改訂し公表。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン</li> <li>・著作権関係ガイドライン</li> <li>・商標権関係ガイドライン</li> <li>・発信者情報開示関係ガイドライン</li> </ul> </li> <li>(<a href="https://www.telesa.or.jp/consortium/provider">https://www.telesa.or.jp/consortium/provider</a>)</li> <li>○電気通信関連4団体（(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟）で構成される違法情報等対応連絡会において、下記ガイドライン及び契約約款モデル条項を随時改訂し公表。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン</li> <li>・違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項</li> </ul> </li> <li>(<a href="https://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info">https://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info</a>)</li> <li>○(一財)インターネット協会が、啓発活動を実施。             <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットにおけるルール&amp;マナー検定の実施 (<a href="https://rm.iajapan.org/">https://rm.iajapan.org/</a>)。</li> <li>・インターネットにおけるルール&amp;マナー集の公開 (<a href="https://www.iajapan.org/rule/">https://www.iajapan.org/rule/</a>)。</li> <li>・インターネットホットライン連絡協議会 (<a href="https://www.iajapan.org/hotline/">https://www.iajapan.org/hotline/</a>) にて、インターネットに係わるトラブルについての相談窓口を紹介。</li> <li>・インターネットを利用する際に、知っておきたい『その時の場面集』(<a href="https://www.iajapan.org/bamen/">https://www.iajapan.org/bamen/</a>) 主要なインターネットサービスについて、それぞれの利用方法や注意方法、トラブルに遭った際の問い合わせ方法、有害情報を見つけた場合の連絡方法などを公開。さらに、フィルタリング編やスマホ設定編も公開。</li> <li>・インターネット利用者により役立つ体験談や提案の手記を募集し、優秀作品を選考し公開 (<a href="https://www.iajapan.org/contest/">https://www.iajapan.org/contest/</a>)。</li> </ul> </li> <li>○(一社)インターネットコンテンツ審査監視機構〔通称：I-ROI〕は、インターネットの安心・安全な活用に寄与するため、青少年の「情報モラル」や「インターネットリテラシー」育成に資する人材育成・啓蒙活動、指導用の教材開発、セミナーなどを展開。</li> <li>○指導者用デジタル教材をWEBサイトやDVD配布を通じて無償で提供。平成31年2月現在は下記の2教材を公開中。(<a href="http://dcjir.jp/">http://dcjir.jp/</a>)             <ul style="list-style-type: none"> <li>・中高生向け指導者用デジタル教材『ネット社会を生きる力 インターネットを使いこなす6つのひけつ』</li> <li>・幼稚園・小学校低学年用デジタル教材『どうぶつの町でトラブルが起きた！～スマホやゲームの使い方、キミならどうする？～』</li> </ul> </li> <li>○上記教材を活用した指導者・教職員向けセミナーを開催             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「インターネットのリスク教育実践セミナー」(<a href="https://i-roi.jp/topics/2018/07/02/27-2.html">https://i-roi.jp/topics/2018/07/02/27-2.html</a>)</li> <li>・「指導者育成コース 子どものための安心安全スマホ教室」(<a href="https://i-roi.jp/topics/2018/11/13/i-roi2018128.html">https://i-roi.jp/topics/2018/11/13/i-roi2018128.html</a>)</li> </ul> </li> <li>○インターネットに係るリスクに対応できる知識と能力を認定する「デジタルコンテンツアセッサ（DCA）」資格制度を策定。複数の大学で実施。(<a href="https://www.dca-qualification.jp/">https://www.dca-qualification.jp/</a>)</li> <li>○一般社会人向けにネットを安心・安全に活用する知識と能力を認定する「デジタルコンテンツアセッサ（DCA）」資格を取得できるeラーニング講座を実施中。(<a href="https://www.dca-qualification.jp/e-kougi/">https://www.dca-qualification.jp/e-kougi/</a>)</li> <li>○組織におけるソーシャルメディア利用のルール「ソーシャルメディアポリシー」を策定するためのガイドラインを提供（無償）</li> </ul>
携帯電話等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○インターネットの安全・安心な利用環境を整備するため、(一社)電気通信事業者協会等の業界団体が中心となり、フィルタリングサービスの普及に向けた取組及び利用者に対するインターネットの安全な利用方法に関する啓発活動を推進。</li> <li>○携帯電話事業者は、未成年者と契約する場合は親権者の同意を得ているほか、青少年インターネット環境整備法に基づく利用者の確認、契約時等のフィルタリング説明・提供・有効化を実施。特にスマートフォンに関しては、無線LANやアプリの危険性の注意喚起を一層緻密かつ確実に各種ツールや運用により実施。また、生徒、教員、保護者等を対象とした、リテラシー向上のための多様な啓発プログラムを全国で積極的に提供するとともに地域での啓発活動にも積極的に協力。さらに、家族のルール作りや、フィルタリングの必要性の周知啓発を目的とした動画等を関係団体とも連携しつつ携帯事業者共同で作成し販売店等で活用。</li> <li>一方で、コンテンツプロバイダー向けに年齢に応じたコンテンツサービスを提供できるよう年齢情報を提供するプラットフォームの提供を推進。</li> <li>○青少年保護と健全育成を目的としたフィルタリングの改善、及びICT（情報通信技術）リテラシーの啓発・教育活動を実施。</li> </ul>

23 <https://www.good-net.jp/>



携帯電話等	<p>○(一社)テレコムサービス協会が、MVNO事業者が法律に基づきフィルタリングサービスの提供を実施する際の手引きとなる「MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」を、その自主基準として作成・公開。 (<a href="https://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new">https://www.telesa.or.jp/committee/mvno_new</a>)</p>
マスコミ全般	<p>○新聞、放送、出版、映画、広告およびレコードの業界によりマスコミ倫理懇談会全国協議会が設置され、メディアと青少年とのかわり方に関する研究等を行う。</p>
出版	<p>○出版倫理協議会が、成人向け出版物の取扱い等について独自の自主規制措置を実施（同協議会に加入している4団体もそれぞれの倫理綱領を定めている）。 具体的には ・露骨な性描写を内容とした成人向けコミック誌、単行本等の出版物について、販売店における区分陳列の実施。 ・成人向け雑誌マーク、出版ゾーニングマークの表示。 ・成人コーナーの設置。 ・対面販売の実施。 ・販売店における区分けを可能にするために、2か所小口シール留め実施（グレーゾーン誌）。 など。 ○出版倫理懇話会（成人娯楽雑誌等を刊行する22社により組織）が、青少年の保護育成を勘案した自主規制の編集倫理綱領を定め活動。 ○(一社)日本雑誌協会の編集倫理委員会に、倫理専門委員会を設け、毎月2回、協会加盟誌の通覧作業を実施。</p>
映画・ビデオ・コンピュータソフト等	<p>○映画倫理活動の自主規制機関として(一財)映画倫理機構を設置し、「映画倫理綱領」に基づき主に劇場で公開される映画の審査を実施。 青少年への影響に配慮し、年齢層別に4つの区分、「R18+」（18歳未満観覧禁止）、「R15+」（15歳未満観覧禁止）、PG12（12歳未満の年少者の観覧には親又は保護者の助言・指導が必要）、G（誰でも観覧可）に分類。 ○ビデオソフト倫理活動のため、(一社)日本コンテンツ審査センター（業界の第三者的自主規制審査機関として組織）において、「映像ソフト倫理規程」を設け、独自の審査を実施。（成人指定（18歳未満への映示、貸出、販売禁止）、R-15（15歳未満への映示、貸出、販売禁止）の審査）また、審査規則により、自動販売機（貸出機）への収納を原則禁止。 ○その他 ・一般向けのオリジナルビデオや劇場未公開のビデオ関係についても、求めに応じ(一財)映画倫理機構において審査を実施。 ・パーソナルコンピュータソフト関係では、(一社)コンピュータソフトウェア倫理機構（ソフ倫）が、業界の自主規制として年齢別レーティングを採用し、倫理規程を定め審査を実施。2016年8月より、アイドルビデオ、着エロビデオの審査を開始。 ・ゲームセンター設置ゲーム機及び同ソフト関係では、(一社)日本アミューズメント産業協会が業界自主基準に基づきゲーム機及びソフトの映像審査及びメダルゲーム機の検査を実施し、健全で適正なゲーム機器が設置されるように努力。 ・ゲームセンター施設関係では、(一社)日本アミューズメント産業協会が、18歳未満の年少者の立ち入りについて「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭23法122）に定められた許可営業店における時間制限の徹底を図るとともに、青少年健全育成に寄与すべく店舗責任者を対象にした「青少年指導員養成講座」を全国防犯協会連合会共催で年2回実施。 ・家庭用ゲームソフト関係では、(一社)コンピュータエンターテインメント協会（CESA）が、業界の自主規制として年齢別レーティング制度の必要性の高まりに対応して、平成14年、有識者らと第三者審査機関としての特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（CERO）を設立。CEROは、今日まで16年にわたり、通算16,000件以上のタイトルを審査してきており、年齢別レーティングマークの表示率は、ほぼ100%。</p>
放送	<p>○日本放送協会と(一社)日本民間放送連盟は、平成8年に「放送倫理基本綱領」を制定。同基本綱領において「放送は、いまや国民にとって最も身近なメディアであり、その社会的影響力はきわめて大きい。われわれは、このことを自覚し、放送が国民生活、とりわけ児童・青少年および家庭に与える影響を考慮して、新しい世代の育成に貢献するとともに、社会生活に役立つ情報と健全な娯楽を提供し、国民の生活を豊かにするようにつとめる」と規定。 ○日本放送協会は、「日本放送協会番組基準」の「国内番組基準」（昭和34年制定、平成10年改正）において青少年等に配慮した一般的基準を設置。 具体的には、 ①青少年向け放送番組を積極的に編成する時間帯の設置 ②小学校4～6年生、中学生を対象としたメディアリテラシー関連番組の制作 ③青少年の見やすい番組を意識した編成の実施 ④番組情報の充実化 などの取組を実施。 ○(一社)日本民間放送連盟は、「日本民間放送連盟放送基準」（昭和26年制定、平成27年最終改正）において、「児童および青少年への配慮」、「家庭と社会」、「教育・教養の向上」、「表現上の配慮」、「暴力表現」、「犯罪表現」、「性表現」、「広告の取り扱い」などの章を設け、加盟各社の自主規制を促進。また、「児童向けコマーシャルに関する留意事項」、「アニメーション等の映像手法について」（NHKと共同で作成）、「個人向け無担保ローンCMの取り扱いについて」などで特に注意すべき事項を指標として提示。さらに、平成11年6月には「『青少年と放送』問題への対応について」を作成、会員各社に協力依頼。 具体的には、 ①「青少年に見てもらいたい番組」を各社が選定し、週3時間以上放送 ②児童および青少年にとりわけ配慮する時間帯として、17時から21時までを設定 ③メディアリテラシー活動の推進のため、民放各社の活動に対する助成事業を実施 ④番組情報の事前表示に関する考え方の取りまとめ など。 ○「放送倫理・番組向上機構 [BPO]」（NHKと民放連が設置した放送界の第三者機関）内の「放送と青少年に関する委員会」（青少年委員会）は、BPOに寄せられた視聴者などからの放送と青少年に関する苦情・要望等を基に審議。必要に応じて審議結果を「見解」「提言」等としてまとめ、放送局に通知するとともに公表し、青少年関係機関にも配布。放送番組の自主的な改善・向上を促進。また、「中高生モニター制度」、「青少年と放送にかかわる調査」を継続実施。委員会での検討概要は、BPOのウェブサイトで公表。 ○(一社)衛星放送協会は、「放送基準」（平成11年1月制定、平成27年5月改定）において、児童及び青少年の人格形成に対する影響を考慮し、健全な精神を尊重させるよう配慮するとの条項を設置。 具体的には、 ・児童向け番組には、児童の品性を損なったり、児童の心身に過度な影響を与えるような言葉や表現・内容がないように注意する。 ・武力や暴力を表現する場合には、児童及び青少年に対する影響がないよう考慮する。 ・法律で未成年者に禁じられている行為を正当化することのないようにする。 ・細かく点滅する映像や急激に変化する映像手法などについては、視聴者、特に児童や青少年への身体への影響に十分、配慮する。</p>

第1章  
第2章  
第3章  
第4章  
第5章  
第6章  
第7章

放送	併せて、「性、暴力等の表現を含む番組に係るガイドライン」（平成24年3月制定）の他、「広告放送のガイドライン2015」（平成27年2月改定）においても、射幸心や過度に購買欲を刺激しないことなど、個別に児童・青少年保護条項を設置。 また、平成25年には倫理委員会に青少年健全育成活動の専門ワーキンググループを設け、小中学生に職業人となる自覚を高め、大きな夢を持ってもらうことを目的に、衛星放送の番組製作や販売促進イベントの現場を親子で体験する企画を年1～2回実施。 ○成人番組倫理委員会（成人向け番組を提供するCS放送事業者、有線放送事業者、並びにそこへの番組提供事業者による組織）においては、「放送番組倫理規定」及び「番組審査基準」並びに「番組審査に関するガイドライン」、「番組宣伝・広告などに関するガイドライン」などを定めて厳正な自主審査を実施し、専門的な部会を設けて倫理規準の維持、向上に努力。 また、成人番組の審査についての基準を示し、「成人番組倫理委員会モザイクサンプル」を作成配布。
広告	○（公社）日本広告審査機構（JARO）が、青少年問題の観点を含めた広告に対する苦情を受け付け、問題のあるものについては審議して企業に改善を求める活動をしている。ウェブサイトには広告の問題事例や注意喚起、苦情受付フォームを掲載しているほか、広告の見方を教える授業や講座など消費者啓発を実施している。その他、各関係団体が自主規制基準をそれぞれ設けている。
興行	○全国興行生活衛生同業組合連合会（映画、演劇、演芸の各業種で結成）が、一般向け映画（G）とPG12・R15+・R18+制限付映画の併映禁止、制限付映画の上映の際における組合の定める注意書の掲示及び制限該当者の立ち入りの禁止等を内容とした自主規制遵守事項を制定。 また、各自治体に制定されている「青少年の健全な育成に関する条例」を遵守することを制定。 ○（一社）映画産業団体連合会（映画関係団体によって組織）が、制限付映画への制限該当者の観覧及び18歳未満の者の深夜興行館への立ち入りを禁止すること等を内容とした「深夜興行等に関する申合せ」を制定。
カラオケボックス	○（一社）日本カラオケボックス協会連合会は、1992年に自主規制基準を制定し、毎年全国で店舗管理者を集め講習会を開催して、以下の内容を説明している。 ① 青少年の利用時間の制限 ② 年齢確認の徹底 ③ 20歳未満の飲酒・喫煙防止 ④ 営業室の開口部と明るさの確保 また、薬物乱用防止活動を始め、関係諸団体と共同で青少年の健全育成に努めている。
インターネットカフェ・まんが喫茶	○（一社）日本複合カフェ協会（JCCA）が店舗運営ガイドラインを制定。2009年9月改定により、 ① 本人確認のため会員制を導入 ② 未成年者利用ブース席のパソコンへのフィルタリングソフトの導入 ③ 16歳未満は午後8時以降、18歳未満は午後10時以降の入店拒否 ④ 有害指定図書類等の区分陳列等を制定。

（出典）内閣府調べ

## （6）インターネット以外のメディア等に係る環境の整備（内閣府、警察庁）

インターネット以外のメディアが提供する情報のうち、特に性・暴力表現に関する情報などについては子供に悪影響を及ぼす場合があると指摘されることがある。子供を取り巻く有害情報対策は、まず、関係業界自身が自主的に取り組むことが大切であり、マスコミをはじめ関係業界において様々な取組が自主的に行われている（第4-24表）。

これに加え、各都道府県においては、いわゆる青少年保護育成条例に基づき、子供・若者を取り巻く有害環境に対する規制が行われている。

内閣府では、ホームページに各都道府県の条例及び規制等の制定状況や有害図書類の指定状況等を掲載する<sup>24</sup>などとして、有害環境対策に関する都道府県間の情報共有を図っている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売などが規制されている有害図書類について、条例違反行為の取締りを行っている。

## 2 ネット依存への対応（文部科学省）

近年、スマートフォン等をはじめとするインターネット接続機器の普及に伴い、長時間利用による生活リズムの乱れや有害サイト等を通じた被害などが深刻な問題となっている。

このような現状を踏まえ、文部科学省では、青少年を取り巻く有害環境対策の推進として次のような取組を実施している。

- ・有識者等による「ネットモラルキャラバン隊」を結成し、フィルタリングやインターネット利用のルールに関する学習・参加型のシンポジウムを保護者等を対象に全国で実施

24 <https://skcao.go.jp/>

- ・インターネットの有効な活用方法などについて、青少年自ら研修し、学んだ成果を発信する「青少年安心ネット・ワークショップ」を実施
- ・急速に普及していくインターネット環境に対応するため、地域の先進的な取組に対する支援を実施
- ・携帯電話等をめぐるトラブルや犯罪被害の事例、対処方法のアドバイスなどを盛り込んだ児童生徒向けの普及啓発資料を作成し、全国の小中高等学校等へ配付（第4-25図）
- ・保護者や学校関係者、地方公共団体、事業者の効果的な取組を推進するため、全国的なフォーラムを開催
- ・青少年のスマートフォンを所有する割合や、スマートフォンなどを通じてインターネットを活用する割合及び平均的な利用時間が増加傾向にあり、いわゆるネット依存への対策が喫緊の課題となっているため、青少年教育施設を活用し、ネット依存傾向の青少年を対象とした自然体験や宿泊体験プログラムの実施を通じたネット依存対策を実施

第4-25図 インターネットに関する児童生徒向けの普及啓発資料



(出典) 文部科学省ホームページ  
([http://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617\\_4.pdf](http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2019/02/06/1369617_4.pdf))

### 3 性風俗関連特殊営業等の取締り等（警察庁）

警察は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭23法122）に基づき、学校周辺等の営業禁止区域等において違法に営まれる性風俗関連特殊営業や、18歳未満の者に客の接待などをさせる違法な風俗営業などの取締りを積極的に進めている。

### 4 酒類、たばこの未成年者に対する販売等の禁止

#### (1) 取締り・処分等（警察庁、法務省）

警察は、「未成年者喫煙禁止法」（明33法33）と「未成年者飲酒禁止法」（大11法20）に基づき、未成年者が酒類やたばこを容易に入手できないような環境を整備するため、指導取締りを徹底するとともに、年齢確認の徹底、従業員研修の実施、自動販売機の適切な管理などについて、関係業界が自主的な措置をとるよう働き掛けている。

検察は、「未成年者喫煙禁止法」や「未成年者飲酒禁止法」に違反する事案について、必要な捜査を行い、事案に応じた処分を行っている。

#### (2) 飲酒防止（厚生労働省、国税庁）

国税庁<sup>25</sup>は、未成年者飲酒防止をはじめとする酒類の販売管理の徹底を図る観点から、「未成年者の飲酒は法律で禁止されている」旨を酒類の容器等に表示させることなどを内容とする「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」（以下「表示基準」という。）の策定や、酒類小売販売場ごとに、酒類の販売業務に関する法令に係る研修を受講した者のうちから酒類販売管理者を選任させるなど、所要の措置を講

25 <http://www.nta.go.jp/taxes/sake/miseinen/mokuji.htm>



じている。また、職員が酒類小売販売場に臨場の上、表示基準の遵守状況を確認し、違反のあった場合には是正指導を行っている。このほか、酒類業界に対して、未成年者飲酒防止に配慮して販売、広告・宣伝を行うよう要請するとともに、購入者の年齢確認ができない従来型自動販売機の撤廃といった取組を支援している。

酒類に係る社会的規制等関係省庁等連絡協議会（内閣府、警察庁、公正取引委員会、総務省、文部科学省、厚生労働省、国税庁）は、毎年4月を未成年者飲酒防止強調月間と定め、啓発用ポスターの作成・配布による全国的な広報啓発活動を連携して行っている。また、全国小売酒販組合中央会が実施している「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」やビール酒造組合を中心に実施している「STOP！未成年者飲酒キャンペーン」等の取組を支援するなど、国民の未成年者飲酒防止に関する意識の高揚を図っている。

また、未成年者の飲酒を含む不適切な飲酒の影響による心身の健康障害の発生、進行及び再発の防止を図ること等を目的として、「アルコール健康障害対策基本法」（平25法109）が平成26（2014）年6月に施行され、同法に基づくアルコール健康障害対策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「アルコール健康障害対策推進基本計画」が平成28（2016）年5月31日に策定（閣議決定）されている。

厚生労働省では、「アルコール健康障害対策基本法」に基づくアルコール関連問題啓発週間（毎年11月10日～16日）に合わせて、ポスターの作成やアルコール関連問題啓発フォーラムを主催、都道府県との共催による同フォーラムを開催など、啓発に取り組んだ。

### （3）喫煙防止（財務省）

財務省は、未成年者喫煙防止の観点から、自動販売機を設置する場合には成人識別自動販売機とすることをたばこ小売販売業の許可の条件としている<sup>26</sup>。また、インターネットによるたばこ販売については、販売時に購入希望者の年齢識別が適切に講じられるよう、あらかじめ公的な証明書により購入希望者の年齢確認などを行った上で販売することをたばこ小売販売業の許可の条件としている。これらの条件に対する違反のあった場合には、「たばこ事業法」（昭59法68）に基づく行政処分（許可の取消し・営業停止）の対象となる。

## 第4節 ワーク・ライフ・バランスの推進

### （1）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」等に基づく取組の推進（内閣府）

内閣府及び関係省庁では、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、官民一体となり、仕事と生活の調和実現に向けた取組を行っている<sup>27</sup>。仕事と生活の調和推進官民トップ会議（経済界、労働界、地方公共団体の代表者、関係閣僚などにより構成）の下に設置された仕事と生活の調和連携推進・評価部会において、仕事と生活の調和の実現状況について最新の各種調査結果をもとに点検・評価を行うとともに、その結果を政策や取組に反映させることで、各主体における実態に即した効果的な取組を推進している。また、社会全体でワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平27法64）（以下「女性活躍推進法」という。）等に基づき、国及び独立行政法人等が価格以外の要素を評価する調達（総合評価落札方式・企画競争方式）を行う際に、女性活躍推進法に基づく「えるばし認定」、次世代育成支援対策推進法（平15法120）（以下「次世代法」という。）に基づく

26 [https://www.mof.go.jp/tab\\_salt/topics/index.html](https://www.mof.go.jp/tab_salt/topics/index.html)

27 <http://www.cao.go.jp/wlb/index.html>